

誰もが幸せになれる地域づくりにおける社会教育の役割

～ ミニコミュニティと身近な安全について ～

(提 言)

令和8年4月

東大和市社会教育委員会議

目 次

はじめに	1
社会教育を取り巻く現状と課題	
1 地域防災・防犯におけるミニコミュニティの必要性	3
2 「コミュニティ・スクール」(CS) ^(注) の取組への参画を通して、 生涯学習の主体者として、共に学ぶ地域の活性化に向けて	5
3 一人暮らし高齢者に関わる課題	8
4 外国人住民の防災について	10
5 障害児・者に関わる課題	12
6 地域住民・学校・自治会等との連携を通じた“身近な安全”の確保	15
総括	19
提言	20
参考資料	21
資料1 建物火災の火元建物用途別の状況(令和5年中)	
資料2 主な出火原因別の出火件数(令和5年中)	
資料3 建物用途別の死者発生状況(令和5年中)	
資料4 住宅火災の死に至った経過別死者発生状況(放火自殺者当を除く)	
資料5 年別火災発生状況(平成27年から令和6年の10年間)	
資料6 配布チラシサンプル	
資料7 東大和市外国人人口の推移	
資料8 障害者手帳所持者数の推移	
資料9 東大和市防災マップ	
資料10 災害時避難行動要支援者登録制度チラシ	
資料11 東大和市ヘルプカード利用者向けガイド	
資料12 地域学校協働本部	
用語解説	27
東大和市社会教育委員名簿	29
審議経過の記録	30

誰もが幸せになれる地域づくりにおける社会教育の役割

～ ミニコミュニティと身近な安全について ～

はじめに

研究の背景と趣旨

少子高齢化や人口構造の変化、生活様式の多様化が進む中、地域社会における人と人とのつながりは希薄化しつつあり、災害や事故、犯罪への不安など、「身近な安全」をどのように確保していくかが、全国的にも重要な課題となっている。

特に、核家族化や単身世帯の増加、地域活動への参加機会の減少などにより、日常生活の中で互いを気にかけて関係性が築きにくくなっている現状がある。

また、支援を必要とする人が表面化しにくい状況や、年齢、国籍、障がいの有無、生活環境など、多様な背景を持つ市民が共に暮らす地域においては、制度や専門機関による対応のみでは十分とは言えず、日常的な支え合いを基盤とした地域コミュニティの再構築が一層求められている。

身近な安全とは、災害時や非常時だけでなく、日常生活の中で「何かあったときに助け合える」「困ったときに声をかけ合える」関係性があるこそ成り立つものである。

このような状況を踏まえ、令和6～7年度の社会教育委員会議提言研究では、

「身近な安全が守られ、誰もが幸せになれる地域づくりを目指して」

をメインテーマに掲げ、地域におけるコミュニティづくりを中心に研究を進める。

本研究は、これまでの社会教育委員会議における意見交換や委員それぞれの問題意識を踏まえ、日常的な小さな防災・防犯への意識づくりや、事故・災害発生時における協力・協働のあり方に着目するものである。

立場や状況の異なる人々それぞれの視点から現状と課題を整理し、地域の実情に即した「身近な安全」の確保に向けた方向性を明らかにすることを目的とする。

なぜ社会教育なのか

社会教育は、学校教育や家庭教育と連携しながら、年齢や立場、属性を超えた学びの機会を提供し、市民が主体的に地域課題に向き合う力を育む役割を担っている。

公民館活動や講座、地域学習の場は、特定の目的を持たずとも人が集い、対話や交流が生まれる場として、地域における人と人とのつながりを育んできた。

防災・防犯や見守りといった「身近な安全」は、ハード面の整備や制度の充実のみで実現するのではなく、地域住民同士が互いの状況を理解し、顔の見える関係を築くことによって支えられるものである。

そのためには、日常的に学び合い、話し合う機会を通じて、地域の課題を共有し、共通認識を形成していくことが不可欠である。

社会教育には、

- ・ 地域課題より学び共有し、主体的な関わりを促すこと
- ・ 多様な市民が安心して参加できる学習・交流の場を創出すること
- ・ 地域の中に新たなつながりや協力関係を生み出すこと

といった特性があり、地域に根ざした安全・安心の基盤づくりにおいて重要な役割を果たすものと考えられる。

本研究では、教育委員会が所管する社会教育の視点から、地域における身近な安全を支える人づくり・関係づくりのあり方を明らかにし、その可能性について検討する。

また、本研究を進めるに当たり、委員自身が地域で実践している先進的な取組に触れる機会を得たことも、提言研究の着眼点の一つとして位置づけている。

研究と提言の方向性

本研究では、地域住民・学校・自治会等の連携をはじめ、ひきこもり中高年や一人暮らし高齢者、外国籍市民、障がいのある方、ペットと暮らす家庭など、多様な立場から地域コミュニティを捉え、それぞれの現状と課題を整理する。

その際、単に課題を列挙するのではなく、当事者の視点や地域の実情を踏まえながら、身近な安全がどのように支えられているのか、またどのような点に困難が生じているのかについて検討を行う。

その上で、社会教育活動や学習機会を通じて、身近な安全を支える意識の向上や、協力・協働につながる関係性をいかに構築していくことができるかについて考察を深める。

最終的には、教育委員会をはじめとする関係部局や地域団体と連携しながら、社会教育の視点から実践可能な取組を整理し、今後の施策や地域づくりに生かすことのできる提言として取りまとめることを目指す。



ミニコミュニティのイメージ

社会教育を取り巻く現状と課題

1 地域防災・防犯におけるミニコミュニティづくりの重要性

地域防災、防犯の面から安心・安全な地域づくりを目指す提言を作成するに当たって、中規模・大規模な災害・犯罪に関しては都政や国政レベルの対策・対応に委ね、今回の提言においては市民生活レベルの事案を対象としたい。

(1) 防災・防犯の観点における一般住宅火災及び特殊電話詐欺被害に関する検討

① 一般住宅火災の現状：

最近のテレビ、新聞などのメディアでの火災被害ニュースでは死傷者報道が頻繁に観られ過去に比べて焼死者報道の件数が非常に多くなっていると感じられる。

令和6年度版の消防白書によると、国内での建物火災は20,974件におよび、その内の住宅火災は12,112件で、一般住宅の件数は8,087件となっている。(参考資料1)

火災原因の上位は、たばこ3,498件、たき火3,473件、コンロ2,838件である。(参考資料2)

建物火災による死者数は1,200人におよび、住宅火災による死者数は1,127人、中でも一般住宅の火災による死者数は903人と目立つ。(参考資料3)

死亡の原因の多くは「逃げ遅れ415人」、「病気、身体不自由114人」で、その70%は65歳以上の高齢者である。(参考資料4)

東京都内の焼死者数については、令和6年は94人(前年比8人増加)となった。

また、令和6年における東京都内住宅火災死者数は下表のとおりであり、高齢者の割合が70%(※自損行為による死者5人を除く計89人で計算)を超えている。(参考資料5)

(単位：人)

区分	非高齢者	前期高齢者	後期高齢者
人数	26	16	47

出典：東京消防庁「令和7年版 火災の実態」を元として本委員会作成

高齢化による火災現場からの逃げ遅れ、独居高齢者の生活実態不明による救助遅れなどが原因と予想される。ニュースで見る戦争や地域紛争による生命・財産の喪失と同様に火災による被害は建物や家財の焼失は被害者の喪失感は大きく、特に人命被害は親族のみならず地域住民にとっても大きな悲しみを伴う。

住宅火災による犠牲を防ぐための地域社会の取組については、次の②特殊電話詐欺の現状と併せて検討したい。

② 特殊電話詐欺被害の現状：

市内の特殊詐欺被害の状況は、下表のとおり件数、被害額ともに増加傾向にある。

年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
件数(件)	17	7	23	29
被害額(万円)	3,850	2,510	2,630	16,997
1件当たりの平均被害額(万円)	226	359	114	586

出典：東やまと市報(令和7年6月1日号)

詐欺の手口は「オレオレ詐欺」、「預貯金詐欺」、「架空料金請求詐欺」、「還付金詐欺」に加えて最近では「警察官や行政をかたる詐欺（注）」、「投資誘惑詐欺（注）」が急増している。

被害を防ぐ手段としては：

ア．留守番電話の設置とナンバーディスプレイやナンバーリクエストの設定

イ．知らない電話番号からの電話には応答しない。（参考資料6）

ウ．見知らぬ発信者からのメールは開かずに削除する。

エ．不審な発信元からの添付ファイルやURLなどは無視して絶対に開かない。

オ．何気なく電話に出てしまったら「今手が離せないので掛け直すからそちらの電話番号と所属部署、名前を教えて」と言って返事を待たずに切る。

相手は言葉巧みに話を続けようとするが、決して応じないで早く電話を切ることが大切である。

（2）防災・防犯の課題

① 東大和市の状況は、高齢化による独り住みの増加、地域コミュニティとしての自治会活動の不活性化などにより近隣住民同士の情報交換が衰退しており、自分の生活地域がどのような状況になっているか把握しづらくなっている。

② 個人生活を優先する気持ちから近隣の住人に対してもあまり関わりたくないという心情もあり、地域コミュニティの交流密度が薄くなってきている。

上記①及び②が原因で防災、防犯情報の共有が難しくなっている現状を改善するためには、身近な隣近所の小規模な連絡網の作成から始めるのが重要と考える。

（3）まとめ

今回は既存の大・中規模の地域コミュニティづくりを目指すのではなく、極めて小規模なご近所付き合いのような“ミニコミュニティ（注）づくり”についてまとめた。集合住宅、戸建ての区別無く両隣、お向かいさん、ご近所さん程度のほんの小さなグループで組織化せず何の義務も負担もなく、年齢に関係なく、ゆるやかに付き合いながらちょっとした情報交換ができるようなコミュニティづくりを目指したい。

① 近隣住民同士の日常の挨拶を心がける。玄関先などでの声掛けは非常に大切である。

② 自治会員であるか否かにこだわらず、防災、防犯を目的にした隣同士のお役立ち情報の提供などで日頃の情報交換を心がける。

③ 防災、防犯上の情報をお役立ち情報として適宜配布する。全戸配布するのであれば既存の自治会組織に頼らざるを得ないが、近隣への案内情報は書式にこだわらず自治会担当者と相談しながらチラシメモ等で配布する。

上記①～③に関して、気負いなく、誰もが気軽に継続して取り組める内容であるとする。

2 「コミュニティ・スクール」(CS)^(注) の取組への参画を通して、生涯学習の主体者として、共に学ぶ 地域の活性化に向けて

(1) 社会教育と学校教育

社会教育とは、「学校教育課程を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的教育活動」、「仕事をする上でその知識を深める学習や、スポーツ・趣味などを楽しむ活動」など、「学校の教育課程として行われる教育活動を除いた組織的な教育活動」とされるが、現在、コミュニティ・スクールの設置、推進するに当たって、各校に学校運営協議会^(注)を設置し、保護者・地域住民(自治会・社会教育団体・地域有識者等)の地域代表が選出(任命)され、「社会教育が積極的な役割を担うこと」が求められている(社会教育法)。

学校運営協議会での、教育課題に対する「熟議」による教育課題への対応や、地域学校協働本部の実践・協働を通して、自治会や地域の社会教育活動が、学校＝生徒(子どもたち)＝地域社会の「未来」のために、生涯学習の主体者として、共に学ぶ地域の活性化に向けて機能することが求められている。現状を踏まえて、いくつか課題を取り上げ、提言に繋がればと思う。東京都における令和7年度のコミュニティ・スクールの実施状況は、幼稚園・小中学校・義務教育学校・特別支援学校を含めて、54.4%(前年47.4%)であり、港区が突出している。東大和市では、小中学校(15校＝市内全校)が実施している。しかし、十分に機能しているかは、学区により温度差があるように思われる。

(2) 学校運営協議会^(注)と地域学校協働活動

コミュニティ・スクール(CS)は、学校運営協議会を置く学校であり、法律に基づき教育委員会に任命された委員が、一定の権限と責任を持って、学校運営と支援等を協議する場であり、地域学校協働活動は、PTAや地域住民、NPO、民間企業等、地域における多様な人々が学校と連携・協働し、地域全体で未来ある子どもたちを学校と共に支援・育成する活動である。

(3) 実践事例(主に、各校HPから)

①第一中学校区

学校運営協議会での「熟議」内容を、「News letter」(Community school 通信)として発信し、課題解決に向けている。また、小学校「おやじの会」主催の「防犯パトロール」、子どもたちが教職員、地域の方及び警察官(駐在)と共に地区をまわり地域を知ることと防犯意識を高める取組、東大和公園を中心に地域の方の協力による「カブトムシ交流会」及び「クワガタ交流会」の実施、花壇の手入れや整備等(地域ボランティア「花はなクラブ」)を実施している。

②第二中学校区

「みなみまちコミュニティ・スクール」＝「学校が地域の中核となる」、「地域が学校を支える」、「地域、学校、生徒が共に学び発展する」をポリシーとして、地域防災の連携、「みなみまち人材バンク」新設、「地域未来塾」等を活用し学校と地域連携を図る。

③第三中学校区

第三小学校「スクボラ」(ボランティア活動)

④第四中学校区

「CS サミット」を実施し推進。

⑤ 第五中学校区

「コミュニティ・スクール」(芋窪・蔵敷地域)

第五中学校、第七小学校、第九小学校の3校各校が、小中一貫教育の理念を共有し、

学校運営委員会を定期的開催し、年三回合同の会合を行うことで、課題の共有と課題解決に向けた熟議を実施している。学校地域支援本部の活動として、地域の専門家の指導の下、狭山丘陵に生息する「トウキョウサンショウウオ」飼育、放流などの保護活動を行い子どもたちは地域の一員としての役割を考える機会となっている。また、校庭芝生広場プロジェクトを立ち上げ、コーディネーターが調整役となり、ボランティアを募集し、6,000個のポット作り、苗植えまで児童・保護者・地域が一体となり芝生広場を完成させている。

また、「地域の良さ再発見ツアー」と称して、故郷の日常の風景、文化財・食文化について、地域巡りを通して、話を伺い、体験し、感じて、地域の歴史・風土を学ぶ取組や、学区の農園での野菜栽培体験を通して、土について学び、子どもたちが育てた野菜を、市の「産業まつり」において自分達で販売するなどの体験を通して、種植から育成、販売までを実体験として学んでいる。

⑥ その他、小中学校合同のPTAと地域の人々との地域清掃活動や、挨拶運動、地域のお祭りへの参加、大学との連携、地域ボランティアの「読み聞かせ」、図書館と連携したPOPの展示等々、それぞれの学校・地域に応じた取組が実施されている。



〈事例〉 地域の農園で、種植から収穫まで。収穫した作物は、市の「産業まつり」で販売まで体験。その後、作物は給食センターに提供。（第九小学校＋「やすじい農園」＝農業体験）

（４） まとめ

① 市内全小中学校(15校)が、コミュニティ・スクールを実施している。しかしながら、意外なことに、各校のホームページを見る限り、明確に「コミュニティ・スクール」としての実践を明記している学校が少ない。コミュニティ・スクールの理念であるところの「学校の透明性を高めること」や「地域と学校の連携・協働」によって、未来ある子どもたちの成長を地域全体で支え・育成する、という考えが十分に地域社会に浸透していないのではないかと。

※学校及び行政・教育委員会等の発信の強化が必要である。

② 学校運営委員会と、地域学校協働活動の連携・協働のための、コーディネーターの役割の明確化と、地域人材の確保・育成という課題。

※各学校の教育計画・経営方針等を理解・共有する「学校運営委員会」の情報共有や、学びの場が必要である。また、各校の実践事例を基に、PDCAを確認し改善に向けた研究も必要である。（令和6年度・東京都「地域学校協働活動推進事業実施状況一覧」では、東大和市小・中学校全15校がコミュニティ・スクールと認定）

③ コミュニティ・スクール構想の理念の一つとして、ウェルビーイング(well+being=良い+状態)＝「幸福価値の実現」が教育のあるべき目的との基準に基けば、何のための

教育か、をあらためて捉える必要があるだろう。また、SDGs(持続可能な開発目標)＝「全ての人に健康と福祉」の理想からも、「未来に生きる子どもたちが主体的に生き抜く力」を育てるため、地域人材の活用や、体験学習の充実、小中連携(一貫教育)等を、さらに推進する必要がある。

※「社会のための教育」なのか、「教育のための社会」を展望するのかという問いでもある。

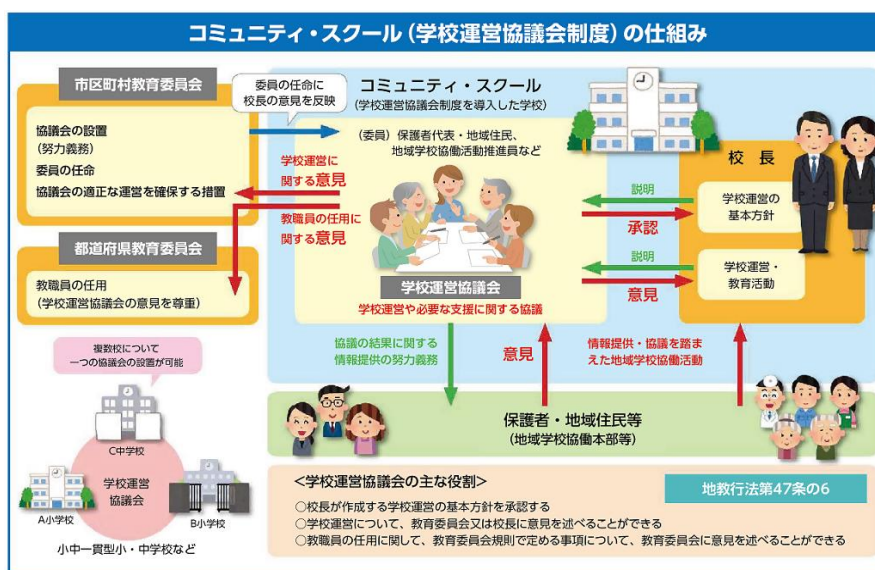
- ④ コミュニティ・スクールが、地域社会と連携した取組であり、「地域とともにある学校」の実現を目指している以上、学校教職員と地域活動者と共に、「教育実践発表会」(報告会)などの機会を設けることも必要である。(例えば、地域施設の活用や全体会として市民会館(ハミングホール)などの施設を活用し、より多くの人々に理解を促す機会を設ける等)
- ⑤ 学びの基本として、特に小中学校期においては、地域・地理への個別具体的な興味、関心に根ざした学びが、将来にわたる学びの基礎となるとも考えられる。「環境と人との関係」「郷土」(人が暮らしを営む場としての地域・地理)を知ること、やがて世界を知り、学ぶことに繋がるはずである。その意味で、生まれ育った地域の学習は、地域の方々の協力を仰ぎながら、さらに推進する必要があるのではないか。

(5) メインテーマ「身近な安全が守られた誰もが幸せになれる地域づくり」について

コミュニティ・スクールは、地域ボランティアによる登下校の交通安全や、地域の人々と学校が協力して地域防犯活動を実施するなど、日常的に学校を通じ交流可能であることから、地域全体で未来ある子どもたちを見守る体制(＝「身近な安全」)に繋がるはずである。また、それらの取組を通して、学校を起点とした個々の「地域の繋がり」(＝ネットワークの強化)にも資するものと思われる。

また、近年、学校においてはPTAが、地域では自治会の弱体化が指摘されているが、過日、新たに役員に選出された若い方々から、率直な意見をお聞きした。曰く、「・・・ゴミの不法投棄の問題や避難訓練のこと、地域チラシ配布など色々やることがあり、必要性も分かるが、何かもっと楽しくやりがいの持てるものにできないものだろうか?」と。現在、その方々に、自治会だよりの誌面作成や、地域の方々との親睦会の企画、また新しい企画などを提案してもらう方向で、模索中である。

今後の課題として、コミュニティ・スクールの取組に、そのヒントがあるかもしれない。また、他の中間団体とのコラボなども視野に入れた取組なども、検討する必要があるのではないだろうか。



出典：文部科学省ホームページ

3 一人暮らし高齢者に関わる課題

日本の人口は少子高齢化により、総人口が減少する中で高齢者の割合は確実に増加している。ここでは高齢者の現状と、また実際に高齢者を公的介護、支援している地元の在宅サービスセンターの例も紹介してみたい。結びに長寿に向けての心構えや留意点、地域、行政との関わり等、課題と提言につなげていきたい。

(1) 高齢者人口の推移と高齢者の生活、状況

国勢調査によると我が国は人口減少社会及び高齢化社会に向かっており、将来予測では、25年後に1億人を割ると言われている。一方、65歳以上の高齢者の割合は少しずつ増加し、10年後には高齢者は33%、令和42年(2060年)には40%を占めると予想される。人口減少や少子高齢化社会は、医療・介護の進歩、高齢者の意識、子ども・若年層の健康や生活の維持・変化、家族構成の在り方など多方面に影響を及ぼしている。

高齢者の生活を考える場合に、経済、能力、体力など基本的に老化を避けて通れない状況がある。まず、一般的に離職などによる収入減、年金に頼らざるを得ない生活、高齢化による体力の衰え等、自分自身を保持する力が弱ってくる。同時に物忘れ・認知症、人間関係の希薄さ、一人暮らし・孤立が進み、身寄りのない高齢者や把握できにくい単身の高齢者に目を配る必要がある。また、時には思わぬ事故にも遭遇する。老化に伴う手足の骨折、神経痛、心の病、交通事故、住宅火災、地震、台風、豪雨などの身体や災害危機、時にはスマホや電話などによる特殊詐欺被害に巻き込まれたりすることもある。生活の安全を確保し危害を防止するためには社会教育、福祉関係の職員、近隣、身近な人々が絶えず高齢者を気遣い、見守り、支援していくことが望まれる。

(2) 高齢者在宅サービスセンターの活用例

一般的に孤立傾向の強い高齢者の衣食住を支援している東大和市清原にある高齢者在宅サービスセンターを一例として取り上げたい。

「住み慣れた地域で、いつまでも安心してくらしたい」と多くの人の願いに応え、趣味、生きがい活動やレクリエーション活動を取り入れ、介護予防、自立支援の観点から心身機能の維持や仲間づくりを支援し、また医療・福祉の専門職が相談に応じている。定員は35名である。

〔在宅サービスセンター清原の一日〕

まず、朝の検温・血圧の測定を行い、その日の体調を点検した後、体操、レクリエーション、入浴、機能訓練等を選択して昼食をとる。午後は様々な趣味活動・入浴・つまみ体操などを選び、おやつを摂取して帰りの送迎となる。趣味活動としては書道、華道、手芸、編み物、パソコン、囲碁、将棋、園芸、毛糸や藤細工・製本等、多岐にわたる。実際にこれらの体験を契機にして地域で誘い合い、声をかけ合って新しい仲間を増やしている様子も聞こえてくる。入所案内では「一人一人、それぞれに優しさと思いやりをもって接します。」と示されており、職員一同、高齢者に優しい社会を共有していることがわかる。

(3) まとめ

① 一人暮らし高齢者自身の意識を変えたい。「希望、楽しみを求め、生きていれば人は輝く」

安全、安心な環境のもとで日々過ごしたいと誰もが願っている。そこで、まず高齢者自身の心構え、意識改革、気持ちの切り替えにつながる五つのポイントを以下に挙げてみる。

ア. 生活に楽しさを見つけ、たえず希望を持ち続けることを基本としたい。

イ. 友人、知人など似たような体験者と心を繋ぎ、助け合う。

ウ. 一人暮らしであっても孤立を防ぎ、自分の殻に閉じこもることなく、開かれた人生を一步一步築いていく努力を惜しまない。

エ. 老人クラブや趣味のサークルを積極的に活用し自分なりの興味、関心を継続的に追究し、交流の活性化を図る。

オ. スマホ操作やネットワーク、通信に関心を持ち、家族との交流も積極的に行う。

② 引きこもりがちや身寄りのない高齢者も人生の幸福を求め、各世代と積極的に交流し共に協力し合い、自らの社会的役割を再構築していく。

これまで培ってきた人生をプラス志向に考え直して、積極的に地域の若者や自治会活動に参画し、世代を超えて人々と交流を図りたい。長い経験から得た知恵を提供するとともに、今を精一杯生きられるように自分自身の活力・体力維持、補強を持続させる。そして自身の魅力・長所を認め、日々を充実させ、周囲の身近な隣人との心の絆やコミュニケーションを大切にし、地域に居場所があることを常に感謝しつつ、共に生きる姿勢をもつ。

③ 行政・地域全体で連携し、高齢者を温かく見守る。

自助、公助、共助ともに相互に適切に連携・構築しながら福祉の構造を創り出し、高齢者が幸福を求め精一杯生きられるよう青年を含むボランティア、NPO、民間企業、町会・自治会、隣人を含む地域全体で高齢者を援助、支援していく。その際、社会教育でできることは何か、委員の役割を含め絶えず自覚していきたい。特に将来を見据えて中高校生を含む青年を地域で育てる。隣・近所との小さなコミュニケーションづくりが発点となることも考えられる。また行政としては、住居、医療、介護、生活支援を総合的に提供する地域包括システムを充実させる必要があると考える。

行政だけでなく地域、家庭、学校、民間企業等が一体となって高齢者見守り、幸せ感を広げ、誰もが「長生きしてよかった、東大和市に住んでよかった」との満足感をもって生涯を終えたいものである。

4 外国人住民の防災について

(1) 現状

令和7年4月1日時点で、東大和市には外国人がおよそ1,500人(人口比1.75%)在住しており、その数は年々増加している(参考資料7)。外国人住民の増加による課題は様々であろうが、ここでは社会生活上の問題、特に防災について考察したい。

(2) 課題

幼少期から日本に暮らしていると、防災の知識は自然と身につくものである。学校教育や地域の活動、テレビの情報などを通して、常識として刷り込まれていく。ほとんどの日本人が、火事や地震の避難訓練を経験していると考えられる。一方、外国人住民はどうだろうか。十分な知識を持った人もいるだろうが、その知識がないまま生活している人もいないだろうか。地震が起きたときに身を守る方法や、台風などの備え、失火を防ぐために注意することなど、身近な災害を防ぐための知識は、生活する上で必要だと考える。

次に、災害の後に始まる被災生活について考えたい。避難所はもちろん自宅避難の場合でも、生活習慣の違いなどからトラブルが起きるのは避けたいところである。住民同士がお互いを気遣う関係になっておくことが重要になってくる。これは外国人住民に限った話ではないが、平時より挨拶を交わすなど、会話をする間柄になっておくことは必要である。

これらの課題に対する行政や地域の対策の一例を次の(3)～(5)で紹介する。

(3) 行政の施策

蔵敷公民館で行われている『外国人と市民の交流会』や『子ども国際体験DAY』などがあり、お互いの文化を知る機会となっている。また社会福祉協議会では、防災教室への参加を外国人住民に呼びかけている(後述参照)。これらの活動の積極的な参加は、相互理解を深めるきっかけになると考える。

(4) 「日本語の会」の活動

『日本語の会』は、週一回南街公民館で外国人住民を対象に日本語を教える活動をしている。毎回、外国人住民とボランティアスタッフ合わせて40人ほどが集まり、マンツーマンで指導する。日本語検定の受験や企業の面接に向けての指導もあり、スタッフも相当の準備を必要とする密度の高い指導が行われている。

外国人の防災について代表の方にお伺いすると、以前に社会福祉協議会からの誘いで防災イベントに参加したことがあり、そのことがきっかけで外国人住民の防災について考えるようになったそうだ。教室に来る外国人住民のほとんどが避難所などの知識がないことも判明した。そこで全員の住所から東京都の防災アプリを登録し、個人に対応した避難マップを配り、ハザードマップ(注)などを翻訳して配布したそうだ。

また、生活上の様々な情報を知らない外国人住民が多いため、『東大和市暮らしの便利帳』(注)をスタッフが翻訳することも行っている。

外国人に向けた日本語教室は市内に3か所ある。上記の教室の他に、桜が丘市民センターにて『あつまれ日本語ひろば』、中央図書館にて『にほんご友の会』が活動している。

(5) 地域の実例

湖畔地区の空き家となっていた住戸が、外国人従業員の社宅として使われるようになったことで、近隣の住民から不安の声があがったそうである。そこで湖畔在住の社会教育委員が社協と連絡をとり、その会社と懇談会の段取りを行った。すると懇談会に社長と社宅の従業員全員が集まってくれ、良い関係を結ぶことができたそうである。

積極的に行動したことで、住民の漠然とした不安の払拭につながった良い事案である。

同委員は、地域の外国人住民と挨拶を交わし、イベントへの参加を呼びかけ、また自宅でサロンを開くなど行動する社会教育委員として活躍している。

(6) まとめ

有事の際は、住民同士の助け合いが平時より必要となるが、言葉や文化に違いがあると、それが難しくなることが想定される。個人間でも普段から仲良くし、情報を共有しあう間柄になっておくことが好ましいだろう。

小金井市で開催された社会教育委員研修会で聞いた話であるが、熊本地震の際、全く苦情がでなかった避難所があったそうだ。そこは全員が顔見知りだったそうである。外国人に限らず、日本人同士も顔見知りになっておくことは重要である。

行事やイベントを、知り合いになるツールと位置付け、防災訓練などに繋げていく試みも各地で始まっていることを実感する。行政と地域が協力し、この取組を続けていけるように期待したい。

また、今年度の東大和市社会教育委員会議で話し合われたミニコミュニティに注目したい。ちょっとした情報やニュースを、隣近所で共有できるシステムを作れないだろうかという提案である。詐欺の電話がかかってきたとか、ボヤがあったとか、大きなニュースにならないが知っておくべき近所の情報を得るために、なんらかの工夫がほしい。現代の井戸端会議にあたるものである。

隣家の人の顔を知らないことも多い現代において、難しいかもしれないが今後も考えていきたいと思う。

加えて、このミニコミュニティを外国人住民にも作ってほしいと思う。隣近所のコミュニティに外国人住民が入るのはもちろんだが、例えば言葉が自由に伝わるコミュニティがそれぞれあれば、そのコミュニティ同士が横のつながりを持つことによって、情報の共有はより容易くなる。情報の共有にはSNSも有効であろう。

外国人住民と市民がストレスなく過ごすために、双方が協力できる環境づくりを目指したい。



「日本語の会」活動の様子

5 障害児・者に関わる課題

障害児・者やその家族が安心して幸せに暮らせるよう“身近な安全が守られたコミュニティ”づくりの現状と課題を明らかにし、社会教育から可能なアプローチを考えたい。

(1) 東大和市内の障害児・者に関わる現状

①人数

東大和市内には、何人くらい障害のある方が暮らしているだろうか。一つの指標となるのが「障害者手帳所持者数」である。東大和市障害福祉課編集の「第3次東大和市障害者総合プラン」(令和6年3月発行)(参考資料8)によると、令和4年度3月末のデータで、総人口84,920人の中で、障害者手帳所持者は、合計で4,441人(身体障害者手帳所持者:2,528人、知的障害者手帳所持者:830人、精神障害者保健福祉手帳所持者:1,083人)である。過去20年の推移は表の通りで、毎年増加傾向にある。(障害者手帳所持者の人数であり、手帳を所持していないが障害のある方は人数に含まれていない)

また、令和6年度版行政報告書(令和7年度3月31日現在)によると、障害者手帳所持者は、合計で4,652人(身体障害者手帳所持者:2,492人、知的障害者手帳所持者:903人、精神障害者保健福祉手帳所持者:1,257人)で、令和4年度に比べて、約200人増となっている。

②市の取組・計画

「障害児・者やその家族の“身近な安全が守られたコミュニティ”づくり」について、東大和市が「第3次東大和市障害者総合プラン」の中で、「共生社会実現を目指した地域づくり」を施策として掲げ、「安全・安心なまちづくり」の主な取組を挙げている。「救急直接通報システム事業」や「住宅火災通報システム事業」など救急時、災害時の通報の仕組みの提供や、「ヘルプカード(注)を活用した防災・防犯の取組」、「防災・防犯のための自助や共助の取組」などを実施している。

(2) 各組織の障害児・者に対する主な災害対策活動の内容について

障害児・者に対して災害対策活動を行っている組織を挙げ、それぞれがどのような災害対策活動を行っているか、以下にその活動の現状と課題をまとめた。

①東大和市：

- ・防災マップの作成(防災安全課)(参考資料9)
- ・避難行動要支援者名簿の作成(周知、登録、管理)(地域福祉課)(参考資料10)
※「登録者情報は、地域(民生委員、自治会等)、関係機関(警察署・消防署、社会福祉協議会等)に提供し、災害発生時の安否確認や避難誘導等の支援活動が速やかにできるような体制を整備する」としている。
- ・ヘルプカード・ヘルプ手帳の説明と配布、取得者情報の管理(障害福祉課)(参考資料11)

②東大和市地域自立支援協議会：防災防犯部会(障害福祉課管轄)

- ・災害時マイタイムラインの作成

災害時マイタイムラインとは、風水害の発生に備えて、自分や家族の取るべき行動について「いつ」、「誰が」、「何をするのか」をあらかじめ時系列に整理した個人の防災行動計画のことで、防災防犯部会では、マイタイムラインの作り方の講習会などを行っている。

- ・「防災講話」の実施

災害時の「自助、共助、近助」の動きが活発になっていくために、広く市民対象とした「防災講話」を定期的開催し、地域の防災意識を高めようと活動している。

令和7年度は、2月15日(日)に開催し、親和自治会において実際に行っている「自助、共助、近助」の取組が紹介された。自治会のエリアに住んでいる障害のある方に、災害時どんな助けを必要としているのかという詳細を記入していただいた書類である「親和カード」を自治会で共有し、それに基づいた避難訓練も行ったということである。災害時の共助において、助ける側の人員不足、会員の高齢化や、若い世代が日中の時間帯の不在、自治会に入っていない世帯が多いことが課題である。また、親和自治会のように積極的に活動している自治会は少なく、存続自体が難しい自治会も多い。このような講話に参加し、積極的に活動している自治会を参考にしながら、防災意識を高めようとする自治会が増えていけばと思う。

・警察との懇談会(見守り支援懇談会)の開催

懇談会に参加した市内の障害児・者に対して、警察から交通安全等の講話があり、また、障害児・者から質問や困っていることなどを受付け、回答する懇談会を年1回開催している。(「懇談会」の中で、ヘルプカード講習会も開催)



防災講話のようす(令和8年2月15日)



警察との懇談会(令和8年3月10日)

・ヘルプカード講習会等の実施

平成27年(2015年)より、商店街、自治会、理容組合、民生委員、ボランティア団体、スーパー、郵便局、民間企業などに対して、ヘルプカードについての講習会を実施している。

ヘルプカードとはどのようなものか、具体的な活用方法を、実際に現物を見せ説明し、災害時や普段でも障害のある方が困っている時に、ヘルプカードを活用してどのように手助けできるかを具体的に寸劇などで示したわかりやすい講習会である。ヘルプカードには、所持者の基本的な情報や支援者の連絡先など、「ヘルプ手帳」には所持者が手助けしてほしい内容などが更に詳しく記されている。「ヘルプカード」の存在を広く市民に知っていただき、災害時の共助などにもつなげていくため、講習会の実施、普及活動は大切であると考えます。



ヘルプカード講習会
(令和8年3月10日)

③東大和市社会福祉協議会

- ・災害ボランティアの育成(避難行動要支援者への対応等)

事前に登録している災害ボランティアに対し、災害時の行動に関する講習会を実施している。実際に支援を必要としている登録者に対し、どのように支援をするか共有し、グループでの話し合いなども行っていた。若い世代の登録もあり、今後更に登録者が増えていくことが期待される。



災害ボランティアセンター設置訓練のようす

④民生委員、児童民生委員

- ・地域の要支援者を把握し、必要に応じて声かけや見守り支援などを行っている。

⑤自治会、商店街等

- ・地域での避難訓練

例：「親和自治会」において、「自立生活センター東大和」と「合同避難訓練」を行った。

例：「栄自治会」において、「消防訓練」を近隣の障害者就労支援事業所と行った。

- ・ヘルプカード講習会への参加

例：商店街(「大和通り共栄会」「富士見通り商栄会」など)でヘルプカード講習会を開催した。

⑥障害児・者が利用している福祉施設、医療施設など

- ・災害を想定した避難訓練

各施設で独自に避難訓練を実施している。

- ・飲料水や非常用グッズの用意。

各施設で災害時の飲料水や非常食、避難グッズなどを用意している。

(3) 障害児・者に関わる防災対策活動の課題と課題解決に向けた提案

①避難行動要支援者名簿の更新について。情報が古い。

- ・情報が変わった時に変更できる仕組み作りが必要である。

②避難行動要支援者名簿がうまく活用されていない。

- ・支援する側へ具体的な支援内容も含めた情報提供の仕組みが必要である。

③支援する側とうまく連携できていない。またその仕組みができあがっていない。

- ・支援される側とする側の懇談の仕組みを考え、機会を増やすことが必要である。

④支援する側(例えば自治会の構成員や民生委員)の人数不足、高齢化の問題

- ・支援する側を増やすため、対象となる団体(学校等も含めた)の可能性を探り、連携を図る。

(4) まとめ

障害児・者が地域で安心して暮らしていくためには、災害時に公助以外にも共助がスムーズに行えることが大切だと考える。それにはまず「障害のある方を支援する者」の人数不足を解決するために、社会の中で「支援する側」の対象となる組織や団体を新たに探り、障害に対する理解を深めていただくこと(講習会の参加など)からはじめられたらと思う。そして更に、障害児・者個々が希望する支援内容や方法を知るためにも、障害当事者と地域の様々な人々がつながりを持てるようなコミュニティの形成、また障害児・者に関わる団体・組織同士の連携体制、社会全体でこれらの現状や課題を知ることができるような仕組みづくりが必要だと感じた。

6 地域住民・学校・自治会等との連携を通じた“身近な安全”の確保

本テーマは、「小さな防災・防犯」、「事故発生時の協力・協働」、「多様な立場からの地域づくり」といった観点から、身近な安全を支える地域コミュニティの在り方を探るものである。社会教育の視点から、地域・学校・家庭など、さまざまな立場での協働の可能性を検討し、今後の地域社会における学びとつながりの方向性を示す。近年、地域における人と人とのつながりの希薄化や、防災・防犯意識の低下が課題となっている。特に子どもや高齢者を中心とした「地域の安全」に関する関心が高まる一方で、日常的な協働や地域参加の機会は十分とはいえない。こうした状況の中で、社会教育が果たす役割を再定義し、地域住民が自ら安全を守り合う仕組みを構築することが求められている。

地域における安全・安心の確保には、地域住民、学校、自治会など、地域を構成する多様な主体の連携が不可欠である。これまでの社会教育委員会における意見交換を踏まえ、地域の教育力を高める仕組みや、学校を中心とした地域との関わり方について検討する。特に、コミュニティ・スクールや地域ボランティア活動などを通して、地域と学校の協働がどのように安全・安心な環境づくりに寄与しているのかを明らかにする。さらに、社会教育の立場から、これらの連携をより持続的かつ効果的に進めるための方策を考察する。

(1) 東大和南街まつり

地域住民・学校・自治会が協働し、文化の歴史の展示や体験コーナーを設置。児童や生徒が地域の一員として安全運営に関わり、世代を超えた交流と学びを実現している。お神輿の体験授業や盆踊り体験を小学3年生に行いお祭りを地域と学校が一体となり祭りを盛り上げる。また、同学年の児童は積極的に自分たちが教わったことを地域保育園や老人ホームなどに出向きお祭りを盛り上げるため、盆踊りの指導をするという活動も学校主体で行った。地域と学校が協働することで子どもたちの安心安全な環境づくり、様々な年齢層とのつながりをもてる環境が生まれた。



東大和南街まつりのようす

(2) わんダフルフェス東大和

市民有志による実行委員会を中心に、行政・関係団体・地域事業者等が連携して実施されている地域主体型イベントである。本イベントは、「人と犬が共生するまちづくり」をテーマに掲げ、ペットを介した飼い主同士の情報交換の場の提供と顔見知り犬見知りになることと、マナー啓発を目的としている。

イベント当日は、愛犬と飼い主が安心して参加できる交流スペースの設置や、しつけ・防災に関する体験型プログラム、マルシェやキッチンカーの出店など、多世代が

楽しめる内容が展開されている。わんダーランドという愛犬のフリースペースではワクチン接種証明の確認や利用規約の整備など、安全管理面にも配慮した運営がなされており、公共空間におけるペットイベントのモデルケースとして評価できる。

また、本事業は行政主導ではなく、市民ボランティアの主体性によって企画・運営されている。協賛企業や地域団体との協力関係を築きながら、公費に過度に依存しない持続可能なイベント運営を実現しており、地域資源を活用した自立的なまちづくりの例である。

このような取組は、ペットを通じた住民同士の緩やかなつながりを生み出し、地域コミュニティの活性化、防災意識の向上、公共空間の新たな利活用といった多面的な効果をもたらしている。今後は、本事例を踏まえ、他の地域イベントや公共施策においても、市民主体・共生型の取組を積極的に支援・展開していくことが求められる。



わんダフルフェス東大和のようす

■ペット防災の視点を取り入れた地域イベントの可能性(茅ヶ崎の事例)

神奈川県茅ヶ崎市を拠点に、ペット同行・同伴避難の実現に向けた活動を継続的に行っている団体「マザーアース茅ヶ崎」がある。

同団体は、ペットの避難所開設について明確な基準を設け、飼い主・地域住民・行政のいずれにとっても安心できる避難所運営を目指し、5年以上にわたり継続的な取組を行っている。その中で実施されている「ペット避難所管理リーダー」を育成する講座では、避難所開設時に生じやすい不安や混乱について、実践的な学びを通じて共有し、地域と行政が一体となって課題解決を図る体制づくりが進められている。

この取組は、官民が連携しながら避難所運営の質の向上を目指す先進的な事例として、内閣府の「官民連携による避難所運営の質の向上強化事業」に採択され、全国的な

モデルケースとしても位置づけられている。

こうした事例は、ペット防災に限らず、地域における身近な安全を支えるために、社会教育を通じて人材を育成し、関係者間の理解と協力を促すことの重要性を示すものであり、本研究においても重要な示唆を与えるものである。

「マザーアース茅ヶ崎」の取組に見られるように、ペット同行・同伴避難をめぐる課題は、単にペットを飼育している家庭に限られた問題ではなく、避難所を共に利用する地域住民全体の理解や協力が不可欠な、地域コミュニティの課題である。避難所運営における不安や混乱を事前の学びによって軽減し、行政と地域が共通認識を持つことは、「身近な安全」を支える基盤づくりそのものである。

本市においても、ペットと暮らす家庭は年々増加しており、災害時の避難行動や避難所運営に関する課題は、今後より一層重要になることが想定される。こうした課題に対し、行政による制度整備のみならず、地域住民が学びを通じて理解を深め、役割を共有していく仕組みづくりが求められている。

社会教育の視点からは、防災・防犯といった分野においても、講座や学習機会を通じた人材育成や、地域内の対話と合意形成を促すことが可能である。特に、ペット防災を切り口とした学びは、世代や立場の異なる市民が参加しやすく、結果として地域コミュニティのつながりを広げる契機となり得る点において、社会教育としての意義が高いと考えられる。

本研究では、こうした先進事例の視点を踏まえながら、本市の実情に即した形で身近な安全が守られたコミュニティづくりについて検討を行い、社会教育を通じた実践可能な取組を考えていく。



ペット避難所管理リーダー育成講座のようす

参考文献

マザーアース 茅ヶ崎 公式サイト | マザーアース 茅ヶ崎 公式サイト
<https://mother-earth-chigasaki.net/>

(3) 東大和高架下の夜市

市民有志実行委員会と事業者が協力し、鉄道高架下と駅前の空間を活用し、地域のにぎわい創出と交流促進を目的として開催された取組である。本事業は、既存の空間に新たな価値を付加し、夜間帯における地域活動の可能性を探る試みとして位置づけられる。人と人をつなぐ新たな場所づくりとして一定の成果を上げた。高架下の夜市の知見を活かし、継続的かつ発展的な取組をして地域に定着する催しへと育てていくことが期待される。

夜市では、飲食や物販、地域事業者・個人による出店のほか、地域住民の演奏等イベントを設けることで、来場者が立ち止まり、交流できる環境づくりが行われた。仕事帰りの世代や若年層、家族連れなど、昼間のイベントとは異なる層の来場が見られ、時間帯を工夫した地域イベントの有効性が確認された。



高架下の夜市のようす

(4) まとめ

本研究の成果を踏まえ、今後は以下の内容で、地域の安全・安心の向上を図る必要があると考える。

①教育と防災の融合

学校教育・社会教育の中で、防災・防犯学習を日常的に取り入れ、実践的な学びを促進する。

②地域協働の仕組みづくり

自治会・学校・地域団体が連携する「地域安全ネットワーク会議」等を設置し、継続的な協議・協働体制を構築する。

③多様な住民参加の促進

子ども、高齢者、手助けが必要な方、ペットを飼う家庭など、地域イベントに防災の視点を組み込むことは、災害時の混乱を軽減し、共助による地域防災力の向上につながる。

④社会教育による啓発活動の強化

地域イベントや講座を通じて、防災・防犯・共助の意識を高める機会を継続的に提供する。

総括

本提言研究では、地域の安全を守る取組を社会教育の観点から支えることの意義を再確認した。今後は、地域に根ざした学びと協働を通じて、「誰もが幸せに暮らせる地域づくり」を実現するための具体的方策を検討し、行政・教育機関・地域団体が一体となった取組の推進を図る。

東大和市においては、少子高齢化や単身世帯の増加、生活様式の多様化に伴い、地域住民同士のつながりの希薄化が進んでいる。こうした状況の中で、災害や事故、犯罪等への対応のみならず、日常生活における見守りや支え合いといった「身近な安全」の確保が重要な課題となっている。

身近な安全は、行政による施策や専門機関の支援だけで成り立つものではなく、地域に暮らす人々が日常的に顔を合わせ、互いに気にかけて関係性の中で支えられるものである。しかし、核家族化や地域活動への参加機会の減少により、支援を必要とする人が地域の中で見えにくくなっている現状がある。

東大和市社会教育委員会では、「身近な安全が守られ、誰もが幸せになれる地域づくり」をテーマに、社会教育の視点から本市における地域コミュニティのあり方について検討を行った。社会教育は、学校教育や家庭教育と連携しながら、世代や立場を超えた学びと交流を促進し、市民が主体的に地域課題に関わる力を育む役割を担っている。公民館活動や地域学習、学校を核とした取組は、防災・防犯や見守り体制の基盤となるものである。

本会議では、地域防災・防犯における近隣関係の重要性、コミュニティ・スクールを通じた学校と地域の協働、一人暮らし高齢者への支援、外国人住民への防災・防犯情報の提供、障害児・者を含む共生社会の課題について整理を行った。その結果、住宅火災や特殊詐欺への不安、高齢者や外国人住民の孤立、支援情報の共有不足など、分野を超えて共通する課題として、地域内のつながりの弱体化が明らかとなった。

一方で、地域行事や市民主体のイベント、学校を中心とした地域協働の取組、在宅支援や学習支援等の活動を通じて、世代や立場を超えた交流が生まれ、安全意識や相互理解の向上につながっている事例も見られる。これらは、平常時からの関係づくりが、有事における助け合いを可能にすることを示している。

以上を踏まえ、本会議は、東大和市において社会教育を通じた地域づくりを一層推進し、日常的な挨拶や声かけを起点とした関係づくりを促進するとともに、多様な市民が参加できる学びと交流の場の充実、学校・地域・行政の連携強化を図ることが必要であると考える。身近な安全を近所、学校及び地域全体で支える共通認識を育み、誰もが安心して暮らし続けられる東大和市の実現を目指すものである。

その実現に向けては、特に学校と地域が日常的に関わり合う仕組みづくりが重要であり、コミュニティ・スクールの推進や地域学校協働活動の充実を図るための取組に対し、継続的かつ安定的な支援が求められる。

提言

地域と学校が日常的に連携・協働していくために、「地域学校協働本部」を設置し、その活動を推進されたい。

地域と学校の連携・協働を持続的かつ効果的に推進するためには、「地域学校協働本部」の設置が必要である（参考資料 12）。地域学校協働本部の設置により、地域と学校が日常的に連携・協働する仕組みが構築されることで、地域の教育力の向上が期待される。具体的には、地域に存在する多様な人材（高齢者、保護者、ボランティア、専門的知識や技能を有する人材等）の発掘と活用が進み、学習支援、体験活動、部活動支援、地域行事への参画など、教育活動全体の充実につながるものである。

また、地域住民が学校教育に主体的に関わる機会が拡大することは、社会教育が担う「人づくり・つながりづくり」の役割を具体化するものであり、世代を超えた交流や相互理解の促進を通じて、地域コミュニティの活性化にも大きく寄与する。さらに、学校と地域が日常的に関わる関係が構築されることで、子どもたちの見守り体制の強化や、防災・防犯意識の向上にもつながり、「身近な安全」を地域全体で支える基盤の形成が期待される。

これは、平時のみならず災害時等の有事においても、地域が相互に支え合う「共助」の力を高めることにもつながる重要な取組である。しかしながら、現状においては、地域と学校をつなぐ中核的な役割を担うコーディネーターが不在であるため、学校長の異動等により地域との関係性が大きく変化してしまうなど、継続的な連携体制の構築が困難であるという課題が見受けられる。このような課題を解決するためにも、地域の実情を熟知し、学校と地域住民・自治会・各種団体等の既存の活動に他の団体が加わる形で結びつけ、新たな地域の創造を目指すコーディネーターの配置は不可欠であり、地域学校協働本部はその中核となる機能を担うものである。

したがって、教育委員会においては、他自治体の先進事例等を十分に研究した上で、本市における地域学校協働本部を設置し、その活動を推進されたい。また、コーディネーターの配置およびその活動を安定的に継続するための予算措置についても、十分な配慮を求めるものである。

上記を実施することのメリットとして、地域学校協働本部を設置し、コーディネーターに対する支援（報酬等）を講じることにより、その活動の安定性と継続性が確保され、地域と学校の連携は一層強化されることが期待される。

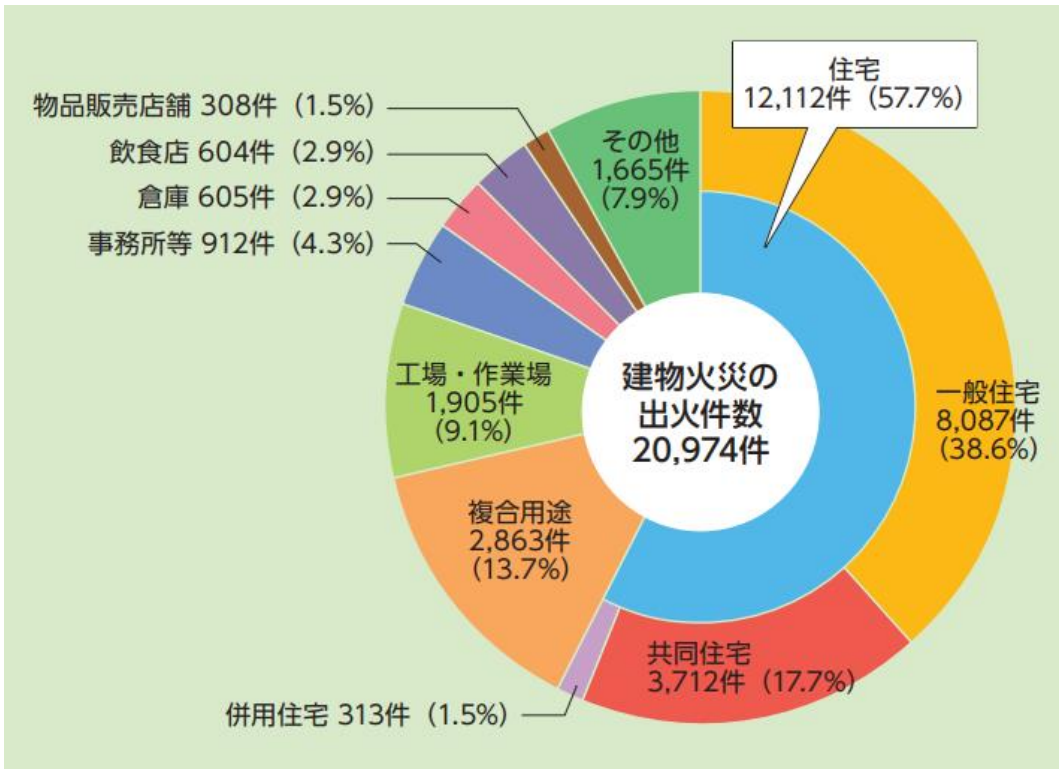
具体的には、コーディネーターの働きかけにより、地域に存在する多様な人材が掘り起こされ、それぞれの経験や技能を活かした教育活動への参画が促進される。これにより、児童・生徒に対する補習支援や体験活動、部活動支援、安全見守り活動など、多様な教育支援が充実し、学校教育の質の向上にも寄与する。

また、地域住民にとっては、自らの知識や経験を次世代に還元する機会が生まれることで、社会参加への意欲や生きがいの創出につながるとともに、新たな人と人とのつながりが形成される。これにより、地域内の信頼関係が深まり、コミュニティの結束力が高まることが期待される。

さらに、こうした日常的な関わりの積み重ねは、災害時や緊急時における迅速な情報共有や相互支援を可能とし、地域における「共助」の力を高める基盤となる。これは、「身近な安全が守られた地域づくり」を実現する上で極めて重要な要素であり、社会教育の観点からも大きな意義を有するものである。

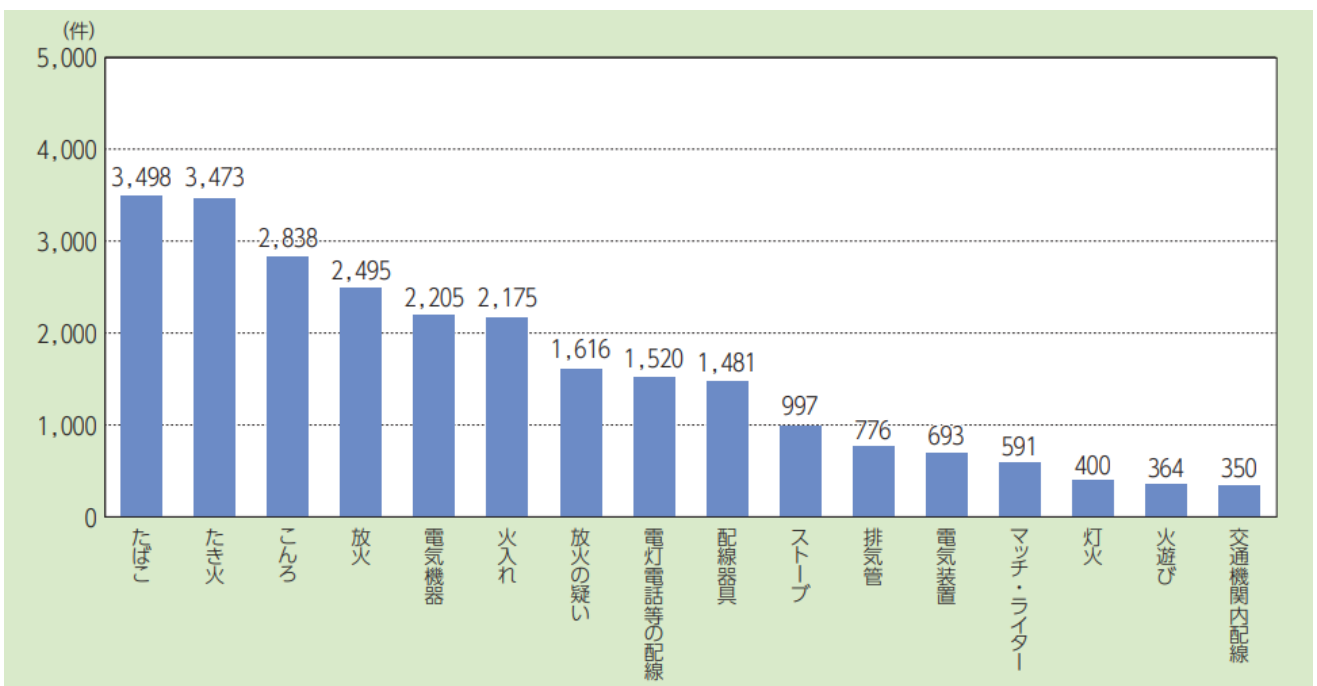
<参考資料>

資料 1 建物火災の火元建物用途別の状況（令和 5 年中）



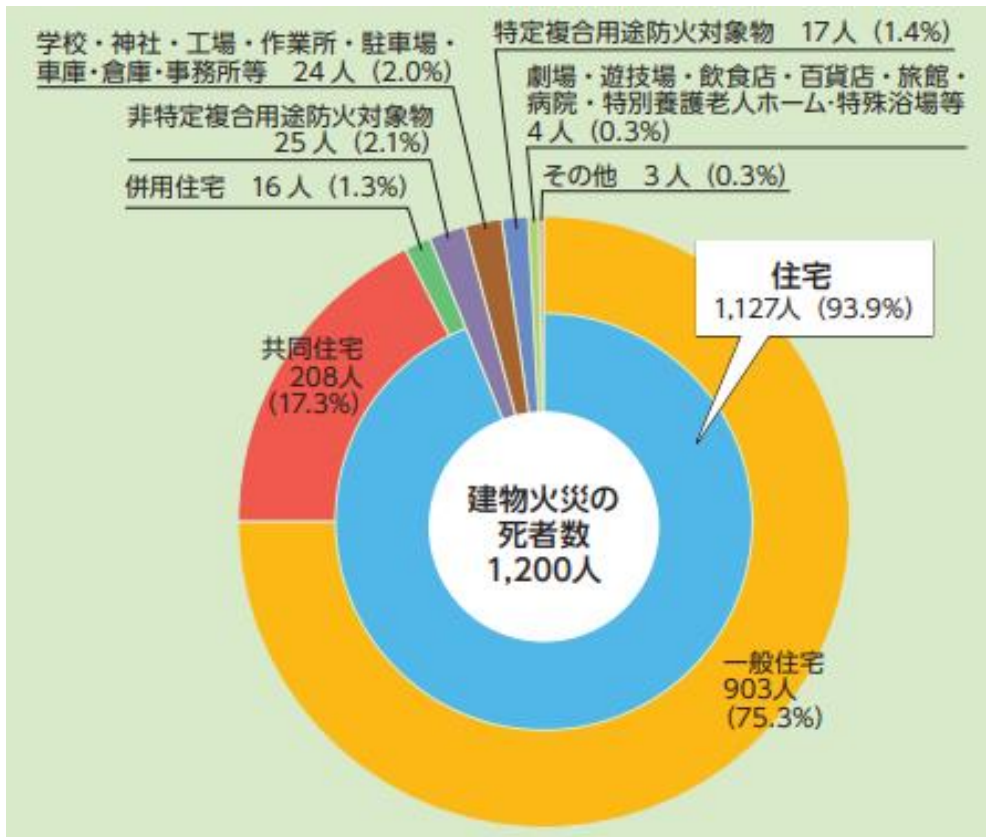
出典：総務省消防庁『令和 6 年度版消防白書』

資料 2 主な出火原因別の出火件数（令和 5 年中）



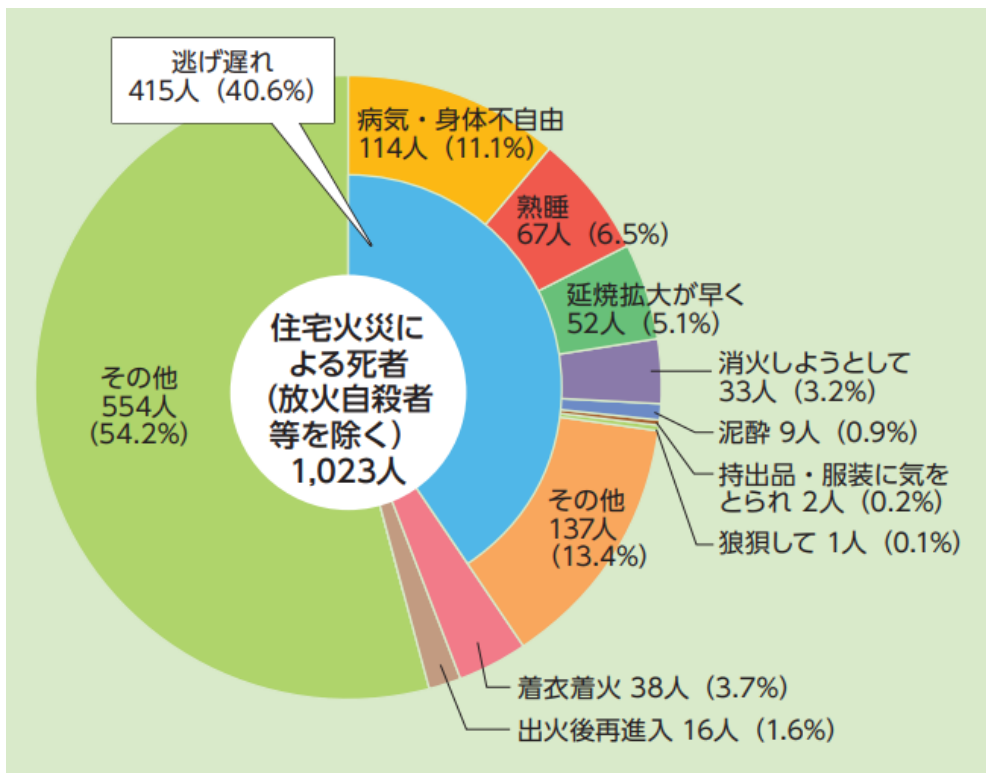
出典：総務省消防庁『令和 6 年度版消防白書』

資料3 建物用途別の死者発生状況（令和5年中）



出典：総務省消防庁『令和6年度版消防白書』

資料4 住宅火災の死に至った経過別死者発生状況（放火自殺者当を除く）



出典：総務省消防庁『令和6年度版消防白書』

資料5 年別火災発生状況（平成27年から令和6年の10年間）

年別	全火災件数	死者の発生した火災件数	死者発生率(%)	死者数合計	の自損行為以外死者数	年齢区分					
						5歳以下	6 19歳	20 64歳	65 74歳	75歳以上	不明
27年	4,430	87	2.0	95(16)	79	2(-)	-(-)	34(10)	24(3)	35(3)	-(-)
28年	3,980	77	1.9	83(15)	68	1(-)	-(-)	28(9)	28(6)	24(-)	2(-)
29年	4,204	76	1.8	79(14)	65	-(-)	1(-)	27(8)	20(5)	30(-)	1(1)
30年	3,972	79	2.0	86(12)	74	-(-)	-(-)	24(3)	30(6)	32(3)	-(-)
元年	4,085	95	2.3	108(17)	91	1(-)	-(-)	42(8)	29(3)	36(6)	-(-)
2年	3,693	80	2.2	86(10)	76	-(-)	-(-)	27(8)	17(1)	42(1)	-(-)
3年	3,935	78	2.0	86(14)	72	-(-)	-(-)	26(10)	17(1)	43(3)	-(-)
4年	3,952	78	2.0	89(14)	75	-(-)	1(1)	26(5)	23(1)	38(6)	1(1)
5年	4,329	82	1.9	86(15)	71	-(-)	-(-)	28(6)	19(6)	39(3)	-(-)
6年	4,517	84	1.9	94(5)	89	1(-)	1(-)	28(4)	17(1)	47(-)	-(-)

※()は「自損行為による死者」数を内数で表示。

出典：東京消防庁『令和7年版 火災の実態』

資料6 配布チラシサンプル

電話による詐欺被害の防止のためのお役立ち情報

テレビや新聞で毎日のように報道されている「電話詐欺」。被害を防ぐために、以下の点に注意しましょう。

■ 掛かってきた電話番号の特徴

番号形式	発信地	注意点
0120-XXX-000	日本全国（東京都含む）	一般的なフリーダイヤル
0800-XXX-000	東京都内	都内からのフリーダイヤル
050-XXX-0000	不明（IP電話）	発信地が世界中の可能性あり
+184XXX00000	海外	詐欺電話の可能性が非常に高い

このような番号からの電話には出ないようにしましょう。本当に重要で急ぐ内容なら、何度も折り返しがあるはずですが、それから出ても遅くありません。

■ うっかり電話に出てしまったら

- 相手の話は適当に聞き流す。
- 「今忙しいから近くの交番に相談して折り返すから、あなたの所属部署と名前を覚えてとはっきり言う。
- 必ず相手は電話を切ります。

■ 投融資話による詐欺への対策

- 「儲かる話」には疑いの目を持つ。
- 相手に反論したり、言い負かそうとしない。
- お金の請求やクレジットカード情報の要求、LINE操作の指示は無視。
- 「警察や知り合いに相談する」とはっきり伝える。

■ 地域での安心づくり

最近、東大和市でも詐欺電話が増加傾向にあります。

- 隣近所で「こんな電話があったよ」「お宅にはなかった?」と世間話をしながら情報共有。
- お互いが安心できるような近所付き合いを心がけましょう。

詐欺電話から身を守るには、冷静な対応と地域のつながりが大切です。

ご家族やご近所の方にもぜひこの情報を共有してください。

資料7 東大和市外国人人口の推移

(単位：人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
日本人	85,028	85,001	84,846	84,597	84,083	84,097	83,979	83,567	83,604	83,423
外国人	1,064	1,070	1,096	1,131	1,201	1,217	1,204	1,314	1,405	1,482
合計	86,092	86,071	85,942	85,728	85,284	85,314	85,183	84,881	85,009	84,905
外国人比率 (%)	1.24	1.24	1.28	1.32	1.41	1.43	1.41	1.55	1.65	1.75

出典：住民基本台帳（4月1日時点）

資料8 障害者手帳所持者数の推移

年度	総人口	身体障害者 手帳所持者	愛の手帳 所持者	精神障害者 保健福祉手帳 所持者	合計
平成15年度	79,960	2,039	352	—	2,391
平成16年度	79,978	2,145	363	—	2,508
平成17年度	79,977	2,223	384	—	2,607
平成18年度	81,288	2,285	416	263	2,964
平成19年度	81,977	2,346	443	245	3,034
平成20年度	82,218	2,393	457	238	3,088
平成21年度	82,734	2,447	488	392	3,327
平成22年度	83,413	2,496	502	444	3,442
平成23年度	83,567	2,565	530	492	3,587
平成24年度	84,671	2,611	563	564	3,738
平成25年度	85,382	2,655	600	572	3,827
平成26年度	86,092	2,655	628	631	3,914
平成27年度	86,044	2,663	668	673	4,004
平成28年度	85,857	2,645	700	707	4,052
平成29年度	85,698	2,682	727	757	4,166
平成30年度	85,337	2,675	741	805	4,221
平成31年度	85,266	2,617	770	870	4,257
令和2年度	85,294	2,600	794	901	4,295
令和3年度	85,086	2,594	817	979	4,390
令和4年度	84,920	2,528	830	1,083	4,441

※各年度3月末現在

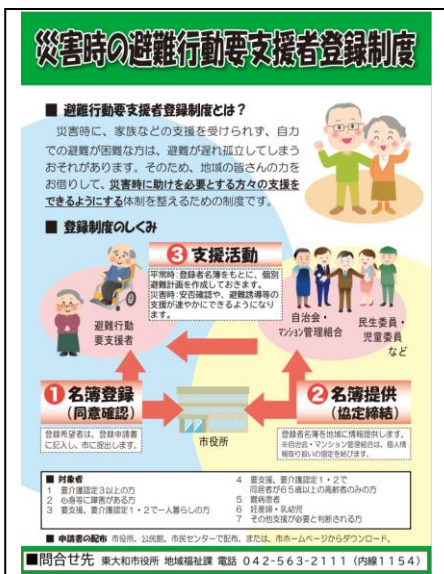
出典：「第3次東大和市障害者総合プラン」（令和6年3月発行）
 URL：<https://www.city.higashiyamato.lg.jp/kenkofukushi/shogaisha/1003063/1009625.html>（東大和市公式ホームページ）

資料 9 東大和市防災マップ



URL: <https://www.city.higashiyamato.lg.jp/kurashi/anzen/1001506/1001536/1001538.html> (東大和市公式ホームページ)

資料 10 東大和市災害時避難行動要支援者登録制度チラシ

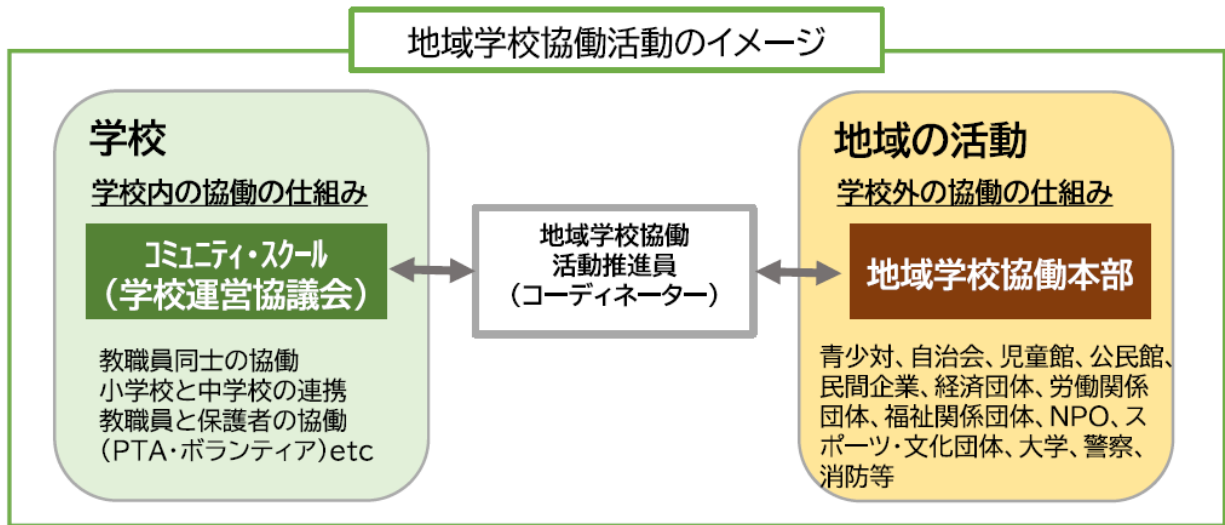


URL: <https://www.city.higashiyamato.lg.jp/kurashi/anzen/1001630/1001632.html> (東大和市公式ホームページ)

資料 11 東大和市ヘルプカード利用者向けガイド



URL: <https://www.city.higashiyamato.lg.jp/kenkofukushi/shogai/sha/1003050/1003054.html> (東大和市公式ホームページ)



出典：熊谷慎之輔「地域学校協働のデザインとマネジメント」教育展望/令和6年5月1日/5月号

用語解説

用語	解説	掲載頁
警察官や行政をかたる詐欺	警察官や行政職員を名乗る詐欺は、口座の不正利用や還付金手続きを装い、キャッシュカードや現金、個人情報などをだまし取る手口が中心です。公的機関が電話で金銭や暗証番号を求めるとはなく、ATM操作を指示することはありません。疑わしい連絡は応じず、必ず自分で調べた公式窓口を確認することが重要です。	4
投資誘惑詐欺	投資誘惑詐欺は、「必ず儲かる」「有名投資家が推奨」などと信頼性を装い、未公開株や暗号資産、FXへの出資を迫って金銭をだまし取る手口が中心です。実在しない投資案件や誇大な利益を示して誘導し、出金できないケースが多いのが特徴です。高い利回りを強調する勧誘は疑い、必ず自分で情報を確認する姿勢が欠かせません。	4
ミニコミュニティ	東大和市社会教育委員会議においてミニコミュニティとは、集合住宅、戸建ての区別無く両隣、ご近所程度のほんの小さなグループであり、組織化せず何の義務も負担もなく、年齢に関係なく、ゆるやかに付き合いながらちょっとした情報交換ができるようなコミュニティと捉えています。	4
コミュニティ・スクール(CS)	コミュニティ・スクールは、学校と地域がパートナーとなって子どもの学びや成長を支える仕組みのことです。日本では「学校運営協議会制度」に基づいて設置され、地域住民が学校運営に参画できる点が大きな特徴になっています。	5

用語解説

用語	解説	掲載頁
学校運営協議会	<p>学校運営協議会は、地域住民・保護者・教職員が参画し、学校運営に関する方針や課題を協議する仕組みです。コミュニティ・スクールの中核として、校長の方針承認や教職員の任用への意見を行い、地域と学校が連携して子どもの学びを支える役割を担います。</p>	5
ハザードマップ	<p>東大和市浸水・土砂災害ハザードマップは、市内における土砂災害警戒区域や浸水想定区域等が記載された地図であり、自身が居住する地域の水害リスクについて把握することができます。</p>	10
東大和市暮らしの便利帳	<p>行政における各種手続や相談窓口の案内等のほか、市の魅力の再発見に繋がるトピックスを掲載した冊子であり、令和6年に全戸配布されたほか、それ以降に転入した市民に対しては転入時に配布しています。</p>	10
ヘルプカード	<p>ヘルプカードは、援助や配慮を必要とする人が、周囲に支援を求めやすくするためのカードです。障害や病気の内容、必要なサポートを記載し、外出先で困った際に提示して理解と協力を得られる仕組みとして自治体が配布しています。見かけた人が適切に支援できるよう、社会全体で認知を広げることが大切です。</p>	12

東大和市社会教育委員名簿

任期 令和6. 5. 1～令和8. 4. 30

構 成	氏 名	備 考
学校教育及び社会教育の 関係者	和田 孝 (～R7. 4. 30) 大島 清和 (R7. 5. 1～)	第四中学校長 第二中学校長
	鈴木 進也 (～R7. 4. 30) 藤井 嘉也 (R7. 5. 1～)	第八小学校副校長 第六小学校副校長
	杉 本 誠 一	
	橋 本 智 保 子	
家庭教育の向上に資する 活動を行う者	池 田 陽 子	
	才 郷 正 次	
	森 脇 千 春	
学識経験のある者	外 池 武 嗣	
	半 田 道 夫	

○議 長 : 池田 陽子

○副議長 : 外池 武嗣

審議経過

1 定例会の記録

回	年月日	場所等	議題
1	令和6年 5月21日(火)	市役所会議棟 出席委員 7人	○議長・副議長の選任について ○令和6年度東大和市社会教育関係団体連 合体に対する補助金の交付に伴う諮問書の 受領及びその審議について ○研究テーマについて ○その他
2	6月18日(火)	中央公民館 出席委員 6人	○令和6年度東大和市社会教育関係団体連 合体に対する補助金の交付に伴う答申につ いて ○研究テーマについて ○その他
3	7月16日(火)	中央公民館 出席委員 8人	○研究テーマについて ○その他
4	9月24日(火)	中央公民館 出席委員 8人	○研究テーマについて(研修) ○その他
5	10月15日(火)	市役所会議棟 出席委員 6人	○令和5年度社会教育関係課決算報告につ いて ○研究テーマについて ○その他
6	11月19日(火)	市役所会議棟 出席委員 6人	○研究テーマについて ○その他
7	12月17日(火)	市役所会議棟 出席委員 5人	○研究テーマについて ○その他
8	令和7年 1月21日(火)	市役所会議棟 出席委員 7人	○研究テーマについて ○その他
9	2月18日(火)	市役所会議棟 出席委員 7人	○研究テーマについて ○その他

10	3月19日(水)	市役所会議棟 出席委員 7人	○研究テーマについて(研修) ○その他
11	4月15日(火)	市役所会議棟 出席委員 6人	(1) 令和7年度社会教育関係課予算の説明について (2) 令和7年度東大和市社会を明るくする運動における推進委員選出について (3) その他
12	5月20日(火)	中央公民館 出席委員 7人	(1) 令和7年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う諮問書の受領及びその審議 (2) 研究テーマについて (3) その他
13	6月17日(火)	中央公民館 出席委員 7人	(1) 令和7年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う答申について (2) 研究テーマについて (3) その他
14	7月15日(火)	中央公民館 出席委員 7人	○研究テーマについて ○その他
15	9月16日(火)	中央公民館 出席委員 7人	(1) 東大和市民生委員推薦会委員の推薦について (2) 研究テーマについて (3) その他
16	10月21日(火)	中央公民館 出席委員 6人	(1) 令和6年度社会教育関係決算報告について (2) 研究テーマについて (3) その他
17	11月18日(火)	中央公民館 出席委員 6人	(1) 研究テーマについて (2) その他
18	12月16日(火)	市役所会議棟 出席委員 7人	(1) 研究テーマについて (2) その他
19	令和8年 1月20日(火)	市役所会議棟 出席委員 7人	(1) 研究テーマについて (2) その他
20	2月17日(火)	市役所会議棟 出席委員 6人	(1) 研究テーマについて (2) その他
21	3月17日(火)	中央公民館 出席委員 6人	(1) 研究テーマについて (2) その他

誰もが幸せになれる地域づくりにおける社会教育の役割
～ ミニコミュニティと身近な安全について ～
(提 言)

発行・編集 令和8年4月
東大和市社会教育委員会議
東大和市中心 3-926
TEL (042) 564-2451